

令和4年度佐倉市決算（普通会計）の概要

各地方公共団体は、毎年度決算状況を1枚のカード(決算カード)にまとめて公表しています。この決算状況のまとめは、総務省が行う地方財政状況調査の会計区分である普通会計により算定されます。これは、一般会計及び特別会計の範囲は、地方公共団体によって異なることから、共通の会計区分である普通会計を設けることにより、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするためです。佐倉市では、普通会計の範囲は、一般会計、公共用地取得事業特別会計及び災害共済事業特別会計となっています。

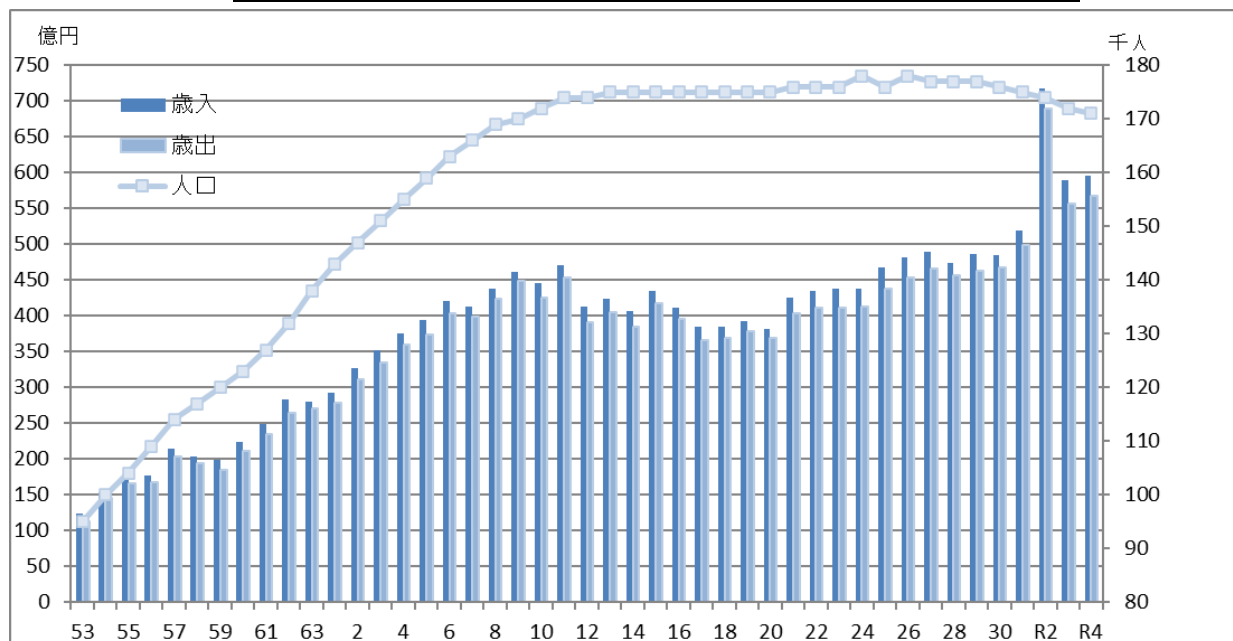
1 決算規模

歳入総額 596 億 4,862 万 2 千円、歳出総額 567 億 9,164 万 6 千円で、前年度比、歳入 1.1%増、歳出 2.0%増となりました。

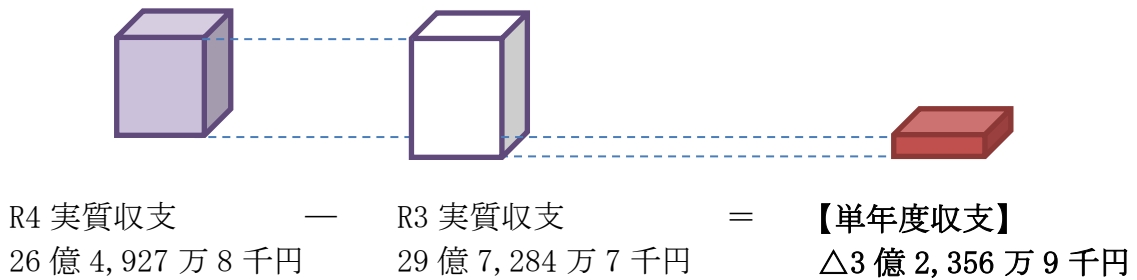
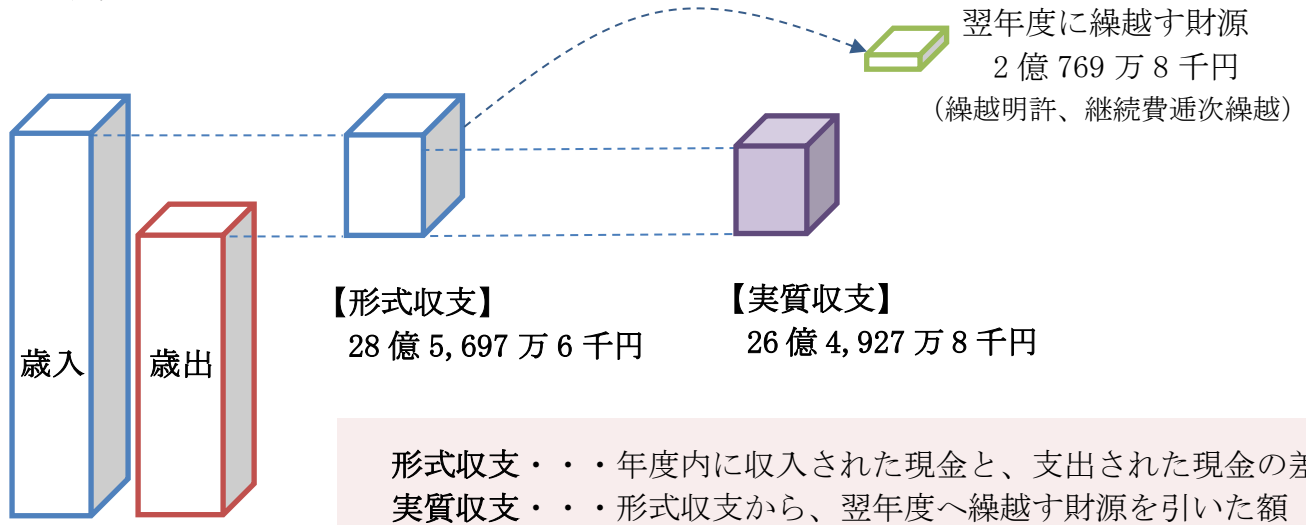
第1表 決算規模

(単位:千円・%)

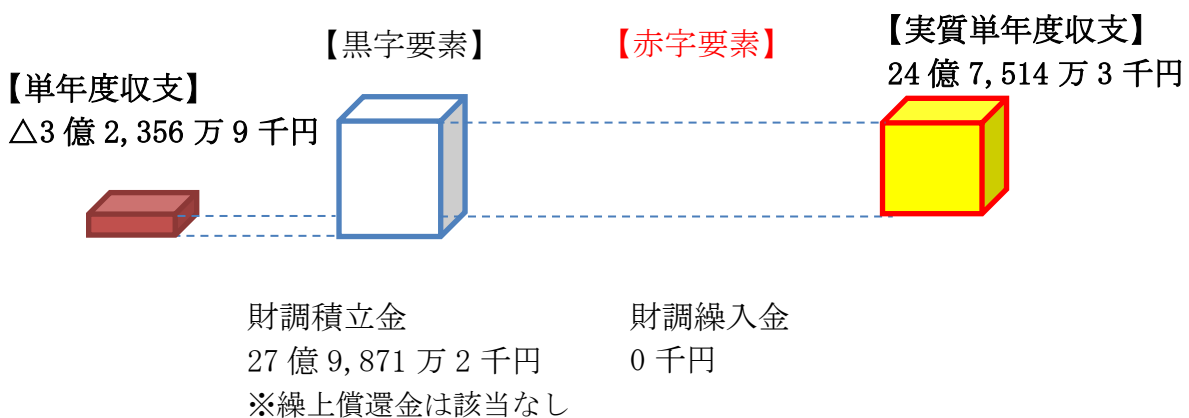
区 分	歳 入	増減率	歳 出	増減率
平成 22 年度	43,461,884	2.2	41,067,896	1.7
平成 23 年度	43,828,147	0.8	41,122,575	0.1
平成 24 年度	43,671,058	△0.4	41,243,522	0.3
平成 25 年度	46,745,355	7.0	43,650,870	5.8
平成 26 年度	48,092,645	2.9	45,431,800	4.1
平成 27 年度	49,011,350	1.9	46,630,303	2.6
平成 28 年度	47,402,088	△3.3	45,679,014	△2.0
平成 29 年度	48,554,754	2.4	46,298,592	1.4
平成 30 年度	48,473,768	△0.2	46,722,897	0.9
令和元年度	51,882,717	7.0	49,791,352	6.6
令和2年度	71,677,224	38.2	68,920,018	38.4
令和3年度	59,013,603	△17.7	55,702,326	△19.2
令和4年度	59,648,622	1.1	56,791,646	2.0



2 決算収支



単年度収支・・・当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額で、当該年度における実質収支の増減を示す。単年度収支が黒字ということは新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字ということは過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味する。



実質単年度収支・・・単年度収支から、黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還金）や赤字要素（財政調整基金繰入金）を除いたもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標。

3 歳入

地方税は、個人及び法人市民税、固定資産税・都市計画税が、経済状況が回復基調であること等により、地方税総額では前年度比 5 億 7,286 万 8 千円の増となりました。

地方譲与税や各種交付金については、地方消費税交付金が増の一方、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金等の減により前年度比 1 億 2,698 万円の減、また、地方交付税については、普通交付税における臨時経済対策費の創設等により、前年度比 3 億 3,508 万 1 千円の増となりました。

国庫支出金は、令和 3 年度に主に実施した補助事業の減少により、前年度比 14 億 6,484 万 3 千円の減、県支出金は前年度比 1 億 1,812 万 3 千円の増となりました。繰入金については、土地開発基金からの繰入により、前年度比 12 億 5,261 万 3 千円の増額となりました。

第2表 主な歳入の内訳

(単位:千円・%)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度	4 年度	
				構成比	増減率
地方税	24,544,478	23,860,614	24,433,482	41.0%	2.4%
国・県各種交付金(地方譲与税含)	4,521,889	5,094,419	5,105,531	8.6%	0.2%
地方特例交付金	174,821	305,221	167,129	0.3%	-45.2%
地方交付税	1,791,601	3,422,791	3,757,872	6.3%	9.8%
一般財源(計)	31,032,789	32,683,045	33,464,014	56.1%	2.4%
国庫支出金	28,445,050	14,235,660	12,770,817	21.4%	-10.3%
県支出金	4,040,457	3,971,961	4,090,084	6.9%	3.0%
分担金・負担金	295,425	246,612	323,295	0.5%	31.1%
使用料	400,502	460,086	482,240	0.8%	4.8%
手数料	112,485	112,520	116,830	0.2%	3.8%
繰入金	2,015,023	612,380	1,864,993	3.1%	204.5%
地方債	2,773,990	3,308,500	2,537,845	4.3%	-23.3%
うち臨時財政対策債	2,600,000	1,430,640	729,845	1.2%	-71.9%
その他	2,561,503	3,382,839	3,998,504	6.7%	18.2%
歳入(計)	71,677,224	59,013,603	59,648,622	100.0%	1.1%

※構成比欄は、表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

(1) 地方税

住民税(市民税)は、経済状況が回復基調であること等により、個人所得および法人所得が増加したため、前年度比 1 億 8,301 万 1 千円増の 120 億 9,430 万 5 千円となりました。

また、固定資産税は、新增築家屋の新規課税増や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う軽減措置の終了等により前年度比 2 億 9,394 万 2 千円(3.2%)増の 94 億 4,257 万円、都市計画税については、前年度比 3,249 万 5 千円(2.0%)増の 16 億 2,905 万 2 千円、軽自動車税については、前年度比 2,167 万 3 千円(7.2%)増の 3 億 2,176 万 3 千円となりました。

(2) 国・県各種交付金(地方譲与税含)

地方譲与税は、前年度比 3,035 万 9 千円(6.5%)減の 4 億 3,422 万 2 千円となりました。

その他の国・県各種交付金の内訳は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金等となり、このうち地方特例交付金等は、中小事業者等への固定資産税軽減措置に伴う減収補てんの終了により前年度比 1 億 3,809 万 2 千円 (45.2%) 減の 1 億 6,712 万 9 千円となりました。

(3) 地方交付税

地方交付税は、普通交付税が臨時経済対策費の創設等により、前年度比 3 億 3,201 万 3 千円 (10.5%) 増の 34 億 7,931 万 5 千円となり、地方交付税総額では前年度比 3 億 3,508 万 1 千円(9.8%)増の 37 億 5,787 万 2 千円となりました。

(4) 国庫支出金

国庫支出金は、扶助費関係の国庫負担金が増加した一方で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金など、令和 3 年度に主に実施した補助事業の減少により、全体として、前年度比 14 億 6,484 万 3 千円 (10.3%) 減の 127 億 7,081 万 7 千円となりました。

(5) 県支出金

扶助費に係るものの増、衆議院議員選挙費委託金等の増により、前年度比 1 億 1,812 万 3 千円(3.0%)増の 40 億 9,008 万 4 千円となりました。

(6) 繰入金

財政調整基金からの繰入を減した一方で、土地開発基金からの繰入により、前年度比 12 億 5,261 万 3 千円(204.5%)増の 18 億 6,499 万 3 千円となりました。

(7) 地方債

小学校トイレ改良事業や(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業などに係る起債を行いました。また、普通交付税の振替として発行される臨時財政対策債は 7 億 2,984 万 5 千円で借入を行い、地方債総額としては前年比 7 億 7,065 万 5 千円(23.3%)減の 25 億 3,784 万 5 千円の借入れとなりました。

(8) その他

その他の内訳は、交通安全対策特別交付金 1,718 万円、財産収入 1 億 1,659 万 1 千円、寄附金 5,537 万 8 千円、令和 3 年度からの繰越金 33 億 920 万円、諸収入 5 億 15 万 5 千円等となっています。

4 歳 出

経常的経費は、491 億 8,585 万 5 千円で、歳出全体に占める割合は 86.6%、前年度比で 2.2%の減となりました。投資的経費は、41 億 9,737 万 7 千円で、歳出全体に占める割合は 7.4%、前年度比 61.1%の増となりました。その他経費は、34 億 841 万 4 千円で、歳出全体に占める割合は 6.0%、前年度比 20.8%の増となりました。

第3表 主な性質別歳出内訳

(単位:千円・%)

区 分	2年度	3年度	4年度		
				構成比	増減率
経常的経費	63,168,979	50,274,994	49,185,855	86.6%	-2.2%
義務的経費	24,942,009	28,950,181	27,165,372	47.8%	-6.2%
内 訳					
人件費	8,995,299	9,174,201	9,143,332	16.1%	-0.3%
扶助費	13,069,039	16,920,259	14,941,743	26.3%	-11.7%
公債費	2,877,671	2,855,721	3,080,297	5.4%	7.9%
物件費	8,516,108	8,867,635	9,569,470	16.9%	7.9%
維持補修費	389,865	335,740	167,784	0.3%	-50.0%
補助費等	24,298,299	6,823,215	6,785,511	11.9%	-0.6%
経常的繰出金等	5,022,698	5,298,223	5,497,718	9.7%	3.8%
投資的経費	3,527,540	2,606,068	4,197,377	7.4%	61.1%
普通建設事業費	3,252,828	2,575,662	3,946,517	6.9%	53.2%
内 訳					
補助	1,952,474	1,772,089	1,486,750	2.6%	-16.1%
単独	1,300,354	803,573	2,459,331	4.3%	206.1%
国直轄	0	0	436	0.0%	皆増
その他	2,223,499	2,821,264	3,408,414	6.0%	20.8%
歳 出(計)	68,920,018	55,702,326	56,791,646	100.0%	2.0%

※構成比欄は、表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

- (1) 経常的経費のうち、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)については 271 億 6,537 万 2 千円で、前年度比 17 億 8,480 万 9 千円(6.2%)の減となりました。
- (2) 扶助費は、国庫補助事業である子育て世帯臨時特別給付金支給事業の減などにより、19 億 7,851 万 6 千円(11.7%)減少し、149 億 4,174 万 3 千円となりました。また、人件費は 91 億 4,333 万 2 千円で、前年度比 3,086 万 9 千円(0.3%)の減となり、公債費は 30 億 8,029 万 7 千円で、前年度比 2 億 2,457 万 6 千円(7.9%)の増となりました。
- (3) 投資的経費である普通建設事業費は、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業の実施などにより、前年度比 13 億 7,085 万 5 千円(53.2%)の増となりました。
- (4) その他経費は、基金への積立金、出資金や貸付金(臨時分)、他会計への繰出金(臨時分)で構成されており、前年度より 5 億 8,715 万円(20.8%)増となりました。なお、財政調整基金への積立金は 11 億 8,525 万 5 千円(73.5%)増の 27 億 9,871 万 2 千円となっています。(うち 14 億 8,500 万円は地方財政法第 7 条の規定により、令和3年度実質収支額の 2 分の 1 を積立てたものです。)

5 財政状況

国の算出した標準的な行政サービス経費に対して、税収等の標準的な収入が占める割合を示す財政力指数(*1)は0.886です。単年度ベースでは0.862となり、1を下回っているため、普通交付税の交付団体となっています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率(*2)は、92.6%で、前年度から4.7ポイント増加しました。

- (1) 経常収支比率については、歳出(経常的経費充当一般財源等)が微増であったことに加え、経常一般財源が大幅減となったことから前年度比4.7ポイント増加(悪化)しました。

*1 財政力指数は、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去3年平均を表したものです。一方、普通交付税はその年度の基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分を交付するものです。(このため、不交付となる場合、単年度ベースの財政力指数は1を超えることになります。)

*2 財政構造の柔軟性を示す指標で、毎年度経常的に収入される市税、地方交付税等の経常一般財源が人件費、公債費、扶助費等の経常的経費に充当される割合を示すものです。この数値が低いほど臨時的な経費に充てられる財源が多くなり、柔軟性が高いことになります。

第4表 主要財政指標

(単位:%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収支比率	94.1	95.9	94.8	87.9	92.6
財政力指数	0.920	0.924	0.926	0.907	0.886

6 将来の財政負担

債務負担行為支出予定額は、前年度比 13 億 7,687 万 7 千円減となり、また、地方債現在高についても前年度比 4 億 5,513 万 3 千円の減となっています。

地方債残高と債務負担行為支出予定額の合計額は、405 億 3,633 万 2 千円で、前年度比 18 億 3,201 万円減となりました。

また、令和4年度末積立金現在高は、158 億 8,038 万 8 千円で、土地開発基金(定額運用基金)より約 16.4 億円を繰入したことに伴う取崩額の減等により、前年度末に比べ 26 億 9,096 万 5 千円増加しました。

第5表 将来の財政負担

(単位:千円・%)

年 度	地方債現在高		債務負担行為		合 計	
		増減率	支出予定額	増減率		増減率
26 年度	30,913,347	1.6	6,863,127	△8.4	37,776,474	△0.4
27 年度	31,657,708	2.4	6,542,746	△4.7	38,200,454	1.1
28 年度	31,058,232	△1.9	5,744,894	△12.2	36,803,126	△3.7
29 年度	30,534,883	△1.7	6,844,839	19.1	37,379,722	1.6
30 年度	30,221,134	△1.0	9,851,078	43.9	40,072,212	7.2
元年度	31,023,511	2.7	9,280,783	△5.8	40,304,294	0.6
2年度	31,054,677	0.1	9,498,929	2.4	40,553,606	0.6
3年度	31,614,573	1.8	10,753,769	13.2	42,368,342	4.5
4年度	31,159,440	△1.4	9,376,892	△12.8	40,536,332	△4.3

第6表 積立金年度末残高

(単位:千円・%)

基 金 区 分	2年度	3年度	4年度	増減率		
				2年度	3年度	4年度
財政調整基金	4,043,518	5,126,067	7,924,779	△1.6	26.8	54.6
減債基金	298,927	1,019,561	1,021,076	0.2	241.1	0.1
その他特定目的基金	7,052,598	7,043,795	6,934,533	0.2	△0.1	△1.6
計	11,395,043	13,189,423	15,880,388	△0.5	15.7	20.4

7 財政健全化判断比率等

平成 20 年 4 月 1 日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成 19 年度決算から、財政健全化判断比率と総称される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算出し、監査の意見を付して議会に報告するとともに、数値を公表し、あわせて県知事へ報告することとされました。

また、地方公営企業についても、その経営の健全化を図るため資金不足比率を算出し、健全化判断比率と同様の報告、公表を行うこととされています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)は、財政の健全化に関する比率を算出し、その比率が、早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことを求めています。更に財政状況が悪化し、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を策定して、財政再生を行うこととなります。比率の算出と公表については平成 19 年度決算から、計画の策定関係については平成 20 年度決算から適用されています。

(単位%)

年 度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 30 年度	—	—	1.9	—
令和元年度	—	—	1.6	—
令和2年度	—	—	1.4	—
令和3年度	—	—	1.4	—
令和4年度	—	—	1.6	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、赤字額がないため「—」で表記

- (1) 実質赤字比率(早期健全化基準 11.73%、財政再生基準 20.00%)
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- (2) 連結実質赤字比率(早期健全化基準 16.73%、財政再生基準 30.00%)
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- (3) 実質公債費比率(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)
一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する割合で、18%を超えると地方債を起こす場合に県知事の許可が必要となります。
- (4) 将来負担比率(早期健全化基準 350.0%)
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの
- (5) 公営企業の資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)
公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、健全化を実施しなければなりません。

区 分	資金不足比率(%)
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※資金不足額がないため「—」で表記

令和4年度決算における財政健全化判断比率は、4つの指標とも、早期健全化基準を大幅に下回っており、この指標では、財政の健全性は確保されているといえます。

また、公営企業の資金不足比率についても、3つの会計とも資金不足はなく、健全な経営がされています。

8 今後の財政見通し

令和4年度の決算では、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に規定された、実質赤字比率などの4つの指標は、良好な数値を維持しています。

また、実質単年度収支が24億7,514万3千円(前年度比+5,208万5千円)となり、3年連続の黒字となりました。

市税収入が見込みよりも回復したことや、普通交付税が前年度に比べ約3.3億円増で交付決定されたこと、土地開発基金から一般財源として約16.4億円の繰入れを実施したことが主な要因と考えられます。また、財政調整基金残高も前年度比27億9,871万2千円増の79億2,477万9千円となっています。

しかし、数値の改善は一時的なものであり、人件費や扶助費、公債費といった経常的支出に使用した一般財源が、令和3年度に比べ、4億455万2千円の増となっていることなどから、経常収支比率が92.6%となり、財政状況は、引き続き硬直化の傾向にあると考えています。

今後の見通しとしては、義務的経費の増加や公共インフラの老朽化対策などに要する経費などの歳出増や短期的に物価高騰への対応に係る経費の増も見込まれる一方、少子高齢化など、社会経済状況の先行きが不透明であることから、市税をはじめとする歳入は、当面横ばいで推移するものと見込んでいます。

このことから、中長期的な視点から財政基盤の強化を図ることを目的に、事務事業の見直しを徹底し、行政コストの削減を図るほか、国・県の補助事業の活用、後年度に交付税措置がある地方債の活用、市が所有している施設等の活用等の財源確保に努めることが重要な課題であると考えます。

(令和5年12月 佐倉市財政部財政課)